



長野県報

3月31日(水)
平成22年
(2010年)
号外

目次

条例

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課）…………… 1

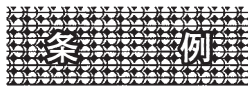
訓令

教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正（教育総務課）…………… 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴い、新たに子ども手当の支給認定の事務を市町村に移譲することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第21号

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの

ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定

イ 第16条第2項において準用する第6条第2項の規定による認定

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

義務教育課



長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県教育委員会教育長

第4条第3項中「現地機関及び教育機関」を「教育機関（高等学校及び特別支援学校に限る。）」に、「職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定」を「別表第5に掲げるとおり」に改める。

別表第2の2中「ものとし、中野実業高等学校にあっては中野立志館高等学校長、木曽高等学校にあっては木曽青峰高等学校長とする」を削る。

別表第4の次に次の別表を加える。

（別表第5）（第4条関係）

教育機関（高等学校及び特別支援学校に限る。）の長が専決する事項

(1) 職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定

(2) 職員に係る平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第6条の規定による認定

教育総務課